

入札説明書

沖縄県立中部病院が委託契約する清掃業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、令和7年3月7日までの間に下記15に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年1月31日

2 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の内容 清掃業務（建物及び駐車場を含む敷地内全域の清掃。7階食堂、ハワイ大学、手術室は除く。）
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

3 入札参加資格

- (1) 令和7年1月31日付け沖縄県公報第5287号登載の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格等の公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者。
- (2) 個人情報の保護に関する法律を遵守できる者。

4 入札参加条件

- (1) 令和7年4月1日から直ちに契約を履行できる者。
 - (2) 令和7年4月1日から履行できることを確認するための書類を提出すること
 - (3) 提出書類は契約書及び仕様書とし、過去2年間において本県の同種の建築（200床以上で、手術室、集中治療室、感染症病床などのクリーニングエリアを含む。）の履行証明（2件以上）とする。
- ・提出期限 令和7年3月7日（金）午後5時とする

5 入札条件

当該入札に係る契約は、令和7年度沖縄県病院事業会計予算が県議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

6 業務の仕様書等

・別添「沖縄県立中部病院清掃仕様書」及び「面積算定図（本館、南病棟）」のとおり。※図面については部署変更に伴い、実際とは異なる場合あり。
病床数：559床

7 契約条項を示す場所

沖縄県立中部病院設備・調達課
〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地
TEL 098-973-4111

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書提出場所等

入札に参加する者は、別紙様式による入札書を下記により提出しなければならない。

- (1) 入札書の提出場所及び日時
沖縄県立中部病院第3会議室
令和7年3月14日（金） 午前10時
- (2) 入札は原則として代表者が応札する。代理人が入札する場合は、別紙様式による委任状を提出しなければならない。
- (3) その他
郵便（書留郵便に限る）による提出も可とする。
提出先及び受領期限等

ア 提出先：沖縄県立中部病院設備・調達課

〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地

イ 受領期限 令和7年3月13日（木）午後5時

ウ 封筒は二重封筒とし、入札書の中封筒にいれ密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月14日開封《沖縄県立中部病院清掃業務》の入札書在中」と朱書きし、外封筒の封皮には、「3月14日開封《沖縄県立中部病院清掃業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

10 入札記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 開 札

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札に参加する者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 開札場所 沖縄県立中部病院 第3会議室
- (3) 開札日時 令和7年3月14日（金）午前10時以降

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に沖縄県立中部病院を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 過去2年の間に本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種、同規模の契約の履行証明等（2件以上）を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に県立中部病院を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県もしくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

(3) 入札保証金及び契約保証金に代る担保等

- ① 沖縄県病院事業局財務規程第132条及び第133条による。
- ② 入札保証金に代る担保等の提出日時及び提出場所は、入札日の入札会場とする。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札。
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札。
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札。
- (6) 入札条件に違反した入札。
- (7) 連合その他不正の行為があった入札。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

沖縄県立中部病院設備・調達課
〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地
TEL 098-973-4111

16 質問事項

質問については、質問書（第9号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。

- (1) 提出期間
公告日から令和7年2月28日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
上記様式をメールで送付することにより受け入れる。
※件名には「沖縄県立中部病院清掃業務委託契約への質問」と記載すること。
- (3) 提出場所
沖縄県立中部病院設備・調達課 友利
TEL 098-973-4111（内線：2335） FAX番号 098-973-4112
Email：（代表） xx031112@pref.okinawa.lg.jp
（担当） tomoriyt@pref.okinawa.lg.jp
※宛先には上記2つのメールアドレスを入れ、両方にメールすること。

17 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準の報告

提出期限 令和7年3月7日（金）午後5時
提出場所 沖縄県立中部病院 設備・調達課
別添 届出書様式及び様式1～様式3

- (1) 「清掃機械器具一覧（様式1）」
 - ① 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要のある場所をいう）の清掃を行う場合にあっては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする）

- ② 床磨き機その他清掃用具一式
 - ③ 消毒を行うための噴霧器
(医療法施行規則第9条の15第1項第3号)
- (2) 「従事予定者名簿(様式2)」及び「清掃従事者への研修実施状況(様式3)」
- ① 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること(規則第9条の15第1項第1号)。
 - ② 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること(医療法施行規則第9条の15第1項第2号)。
 - ③ 従事者に対して、適切な研修を実施していること(規則第9条の15第1項第6号)
- (3) 「標準作業書」の提出
次に掲げる事項を記載した「標準作業書」を常備し、従事者に周知していること。
- ① 区域ごとの作業方法。
 - ② 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
 - ③ 感染の予防
(医療法施行規則第9条の15第1項第4号)
- (4) 「業務案内書」の提出
次に掲げる事項を記載した「業務案内書」を常備していること。
- ① 業務内容及び作業方法。
 - ② 清掃用具及び消毒用具。
 - ③ 業務の管理体制
(医療法施行規則第9条の15第1項第5号)。